- 1) 高齢者の福祉制度(介護保険サービス以外) *令和5年度の概要です。
 - ■給食サービス(お弁当形式での食事の提供と安否確認)

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で調理が困難な方に対して、栄養バランスの取れた食事(お弁当)のお届けと安否確認を兼ねた訪問を週2回行います。利用料は1食300円です。

- ◎対象 概ね65歳以上の要援護単身世帯の者、70歳以上の単身世帯の者、80歳以上の高齢者のみの世帯の者、これに準ずる世帯の者
 - ※受給資格等の調査があります。
 - ※援助してくださる方がいる場合は、ご利用できないことがあります。

■寝具乾燥消毒サービス

寝具類の衛生管理のため、委託業者が寝具乾燥車で訪問し、掛布団、敷布団及び毛布の乾燥消毒を行います。利用料は400円(月1回)です。

◎対象 概ね65歳以上の者で、寝具類の衛生管理が困難と認められる者 ※受給資格等の調査があります。

■軽度生活援助(家事などの軽易な援助)

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の方に対して、次の日常生活上の軽易な援助を行います。利用料は時間に応じて1回200円(1時間以内)又は290円(1時間30分以内)で、週2回まで利用できます。

- 1. 食事の支度、衣服の洗濯、食料品や生活必需品の買い物
- 2. 清掃・整理、健康管理、栄養管理などの相談や助言
 - ◎対象 概ね65歳以上の単身世帯の者又は高齢者のみの世帯の者で、日常生活上の援助が必要と認められる者(介護保険法の認定を受けた者を除く)
 - ※受給資格等の調査があります。
 - ※利用者を補助するサービスで、利用者に代わってするものではありません。また、大 掃除や窓拭き、使用していない部屋の掃除、草取りや植木の剪定、薬の受取り、お金 の引落し、ペットの世話などはできません。

■生活管理指導短期宿泊(養護老人ホームの短期入所)

生活習慣の改善や日常生活の指導支援を必要とする高齢者に対して、養護老人ホーム「やまゆり荘」(村上市山屋)に短期間宿泊し、日常生活上の指導を行います。利用料は1日当たり1,905円(食費を含む)で、1回につき7日間まで利用できます。

◎対象 概ね65歳以上の社会適応が困難な高齢者(介護保険法の認定を受けた者を除く) ※受給資格等の調査があります。

■紙おむつ等購入費助成事業(紙おむつの購入費助成券の交付)

介護保険法の認定を受けている高齢者で、適切な排泄が行えず、常時紙おむつを使用している方に対して、紙おむつ等の購入費用の一部を助成(助成券の交付)します。施設に入所中の方、病院に入院中の方は対象になりません。

(助成額)

市民税非課税世帯で要介護4及び要介護5の方 | 月額 5,000円

市民税非課税世帯で要支援1から要介護3までの方	月額 3,000円
市民税課税世帯で要支援1から要介護5までの方	月額 2,000円

- ◎対象 65歳以上の介護保険法の認定を受けている者で、適切な排泄が行えず、常時紙 おむつを使用している者、又はこれらの者と同等の状態で市長が認める者
 - ※受給資格等の調査があります。
 - ※申請した月の翌月分からの助成となります。
 - ※入院や入所、短期入所等により1か月を通して在宅での介護を必要としないときは、 その月分の助成券を利用することができません。
 - ※市民税は6月に確定するため、4~7月分の助成は前年度の課税状況より決定します。

■家族介護慰労事業(慰労金の支給)

高齢者等を在宅介護している家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者等の在宅生活の継続及び向上を図ることを目的として、慰労金(年額10万円)を贈呈します。

- ◎対象 要介護4又は5に相当し、市民税非課税世帯の在宅で介護を受けている者(第2号被保険者を含む)であって、過去1年間介護保険サービス(年間1週間程度のショートステイの利用を除く)を受けなかった者を現に介護している家族(家族が対象者と同居していない場合であっても、隣地に居住していて事実上同居に近い形で介護に当たっていると認められる世帯を含む)
 - ※受給資格等の調査があります。
 - ※世帯の課税状況には、介護している家族の世帯を含みます。
 - ※市民税は6月に確定するため、4~6月の申請は前年度の課税状況より決定します。

■在宅寝たきり老人等介護手当(手当の支給)

寝たきり又は認知症の高齢者を常時介護している方に対して、介護手当(月額3,000円)を支給します。ただし、介護を受けている高齢者が特別障害者手当、障害年金等を受給している場合は、受給することはできません。

- ◎対象 65歳以上の者で3か月以上寝たきり又は認知症等で日常生活動作が困難、かつ、この状態が継続すると認められる者と同居し、介護を行っている者
 - ※受給資格等の調査があります。
 - ※申請した月の翌月分からの支給となります。

■高齢者日常生活用具給付事業(火災予防等のための用具の給付)

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方で、心身の状況等により防火への配慮や 安否確認が必要な方に対して、電磁調理器、火災警報器、自動消火器、緊急通報装置を給付 します。

(基準額)

電磁調理器	41,000円
火災警報器	15,500円
自動消火器	28,700円
緊急通報装置	55,000円

(利用者負担上限額)

生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
市民税均等割のみ課税世帯	0円
市民税の所得割額が10,000円以下の世帯	10,000円

- ◎対象 概ね65歳以上の単身世帯の者又は高齢者のみの世帯の者で、心身の状況等により、防火等への配慮や安否確認が必要な者
 - ※受給資格等の調査があります。
 - ※費用が基準額を超える場合は、利用者負担額に基準額を超えた額を加えた額を負担 していただきます。
 - ※緊急通報装置は、緊急通報システム事業で設置する装置と仕様が異なります。

■緊急通報システム事業 (緊急通報装置の貸与)

ひとり暮らしの高齢者や重度障害者、高齢者や重度障害者のみの世帯に対し、緊急通報装置(本体、ペンダント型装置、安否センサー、火災警報器の一式)を貸与します。対象世帯のうち、重度障害者、要配慮高齢者がいる世帯の利用料は無料で、それ以外の世帯は月1,200円です。

- ◎対象 65歳以上の者又は重度障害者のみで構成する世帯
 - ※重度障害者とは、身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳 1級の方です。
 - ※緊急通報装置には、固定電話回線(アナログ回線推奨)が必要です。固定電話回線を お持ちでない方には、本人の携帯電話を利用した装置を設置します。
 - ※緊急時の連絡先として、2名の登録が必要です。
 - ※安否センサーと火災警報器の設置にあたり配線等で壁に穴をあける必要があるため、 あらかじめ住宅の所有者に同意を得る必要があります。

■外出支援サービス事業 (タクシー等の利用券の交付)

介護保険法の認定を受けている高齢者で、移動時に車いすを必要とする方又は寝たきりの方に対し、車いす等対応車両の利用券(1枚基本料金相当630円~690円分)を年24枚交付します。

- ◎対象 要介護認定を受け、身体が不自由な方、かつ移動時に車椅子を必要とする方 ※受給資格等の調査があります。
 - ※1回の乗車で何枚でも使用できますが、おつりは出ません。

■高齢者等除雪費援助事業(除雪費用の補助)

概ね 65 歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯、障がい者世帯などであって、老齢、病弱のため除雪作業ができず、また、援助してくれる人もなく、除雪費用の調達も難しい世帯に対して、住宅の屋根の雪下ろし(排雪を含む)と玄関から道路までの除雪(避難路確保のための必要最少限範囲)に係る費用を援助します。

援助額は、住宅の屋根の雪下ろし(排雪を含む)は1回につき10,000円、玄関から道路までの除雪は1回につき1,000円で、それぞれ年3回までを上限とします。

- ◎対象 上記の要件のほか、市民税非課税又は市民税均等割のみ課税であること
 - ※受給資格等の調査があります。
 - ※申請は、民生委員を通じてする必要があります。

■高齢者向け住宅整備補助事業(バリアフリー化などの改修工事費の助成)

65 歳以上の高齢者で要介護認定を受けた人が、身体状況に応じた住宅の改造等を行うときに、経費の一部または全部を補助します。

助成基準額は、住宅の改造等工事が30万円、エアコンがない住宅へのエアコン設置工事(新規の設置に限る)が10万円で、世帯の所得税や市民税の課税状況により補助率が変わります。

◎対象 要介護認定を受けた 65 歳以上の高齢者で世帯収入が 600 万円未満の方 ※受給資格等の調査があります。

2) 介護予防、健康増進、生きがいづくり

■歩こうむらかみProject

ウォーキングは、だれでも手軽に行える「運動」であり、生活習慣病や高齢者の認知症の

予防、身体機能の維持などに効果があるとされています。

ウォーキングで運動習慣を身につけ、健幸な生活を送る人を増やすための事業です。

(この事業に申し込んだ65歳以上の方は、体育館走路利用料1回100円を申請により免除することができます。詳しくは、各体育館、本庁介護高齢課または各支所地域福祉室にお問い合わせください。)

■ボランティアポイント事業

ボランティア活動の活性化と高齢者の生きがいづくりや社会参加等を進めるため、平成30年度から実施しています。この事業に登録した方が、対象となるボランティア活動に参加することにより、一回の活動につき1ポイントを付与し、5ポイントでプリペイドカード(商品券)と交換することができます。

3)安否確認・見守り活動など

■安否確認事業

概ね 80 歳以上の一人暮らし高齢者と高齢者世帯(介護認定を受けた者及び市の福祉サービス利用者は除く)を定期的に訪問し安否を確認し、閉じこもりや ADL 機能低下者を見つけだし、適切なサービスにつなげるための事業です。

■地域支え合い活動(友愛活動)

各地区の老人クラブを中心とした組織で、その地区の見守りや安否確認が必要と思われる 単身高齢者、高齢者のみの世帯などに積極的に訪問、声かけ等の活動を行うことで、安否の 確認や傾聴ボランティアや簡単な生活支援活動を行う事業です。

■髙齢者見守りネットワーク「街中お年寄り愛所」(まちなかおとしよりあいじょ)

街の中にある商店や事務所など、様々な事業所の皆さまにご協力をいただき、高齢者が 気軽に立ち寄って休めるスペースの提供や、日常生活上の相談支援など、高齢者にやさし いお店づくりを行うことによって、高齢者を地域で支え合うまちづくりを推進するもので す。

加入事業所は、高齢者にやさしい店舗であることを分かり易く伝えるため、店舗や事業所の入り口に「街中お年寄り愛所」のステッカーを表示しています。令和5年4月1日現在で、市内の介護施設や郵便局、小売店など105の事業所が参加しています。

(街中お年寄り愛所の役割)

- (1) 高齢者のコミュニティースペースの提供
- (2) 傾聴支援や相談支援
- (3) 緊急時の保護や支援
- (4) 高齢者の行方不明支援

■救急医療情報キット配布事業

日頃から見守りや支援を必要とする高齢者等に対し、救急時に必要となる医療情報を保管する救急医療情報キットを配布します。

■認知症高齢者見守り事業(登録番号入りステッカーの配布)

徘徊の恐れのある高齢者に対して、行方不明となった時に早期発見するため、家族等の申請により、靴等に貼るステッカーを配布します。

■徘徊高齢者等家族支援事業(GPS機器の貸与)

徘徊等で行方不明になった人の現在位置を検索するための GPS 機器を貸与し、その費用の一部を助成します。

4) 高齢者総合相談窓口について

■地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域で安心した生活を続けられるよう支援を行う高齢者の総合相談窓口です。

担当職員が訪問しての相談もできます。

- 介護のこと
- 健康のこと
- ・お金や財産管理のこと
- ・家族のこと
- ・近所の高齢者のこと など

5)介護保険サービスについて

「介護保険サービスガイド」参照